

一時保護児童死亡事案検証会議の提言に対する取組方針について

1 要旨・目的

広島県西部こども家庭センターが児童養護施設に一時保護委託をしていた児童が死亡した事案を受け、令和3年4月に検証会議から提出された検証報告書の提言を踏まえ、県としての取組方針について次のとおり決定し、再発防止に取り組むこととする。

2 現状・背景

検証報告書において、6項目（15個）にわたり再発防止に向けた提言を受けており、これまで県をはじめとする関係機関や関係者において、課題を掘り下げるとともに、県としての今後の方針や取組内容を検討していた。

3 概要

(1) 対象者

要保護児童

(2) 事業内容（実施内容）

提言	取組方針	主な取組内容
(1) 子どもの意見を受け止めるための体制		
①アドボケイトの制度を計画的に導入すること	①第三者によるアドボケイトの仕組みの構築	R3 ○アドボケイト制度に係る他県調査、有識者との協議 ○子供の権利擁護やアドボケイト制度に係る職員研修（次年度以降継続） ○一時保護所での試行及び意見表明支援員によるアドボケイトの仕組みの検討（広島県児童養護施設協議会こども支援部会で随時協議） R4 ○一時保護所でのモデル事業開始 ○意見表明支援員の養成及び実施場所の拡大方針検討 R5～○順次拡大
②28条申立てをした子供に対し「子どもの手続代理人制度」を告知すること	②子どもの手続代理人制度の活用	R3 ○子どもの手続代理人制度について、広島弁護士会と制度やスキームの確認をし、子供への説明及び制度利用を開始
③こどもの権利ノートなど子供の意見表明に資するためのあり方を検討すること	③こどもの権利ノートなど既存の子供の権利擁護に係る取組の見直し及び活用促進	R3 ○こども家庭センターでの子供の権利擁護に係る説明の充実 ・一時保護所のしおりの改訂（権利擁護に関する内容充実） ・施設入所後の面接時にも「権利ノート」を活用して子供の権利に係る説明を繰り返し実施 ○施設に対して、7月の会議等で各施設においてこども家庭センターと連携し、「権利ノート」の意義・活用に係る子供への説明の徹底や意見箱の活用などの意見表明の取組の活用促進を要請 R4～○①の検討状況を踏まえて、施設の意見も聞きながら権利ノートのあり方を検討

提言	取組方針	主な取組内容
(2) 面会通信制限のあり方		
④面会通信制限について児童福祉審議会などの意見を聞くなどし、個別具体的に検討すること	④面会通信制限の方針見直し	R3 ○面会通信について、子供の意見を踏まえつつ、子供の権利擁護の原則に則り、個別に判断する方針に見直し ※子供や親の意に反した面会通信制限の方針決定に係る児童福祉審議会への諮問は⑬で対応
⑤相手方の意に反した面会通信制限の場合、行政処分の手続きを検討すること	⑤行政処分による手続きへの見直し	R3 ○相手方の同意が得られない面会通信制限について、手続き保障を図るため、ケースに応じて行政処分を行うこととし事務処理方法を整理
(3) 情報共有と揺れ動く子どもの気持ちに寄り添うケア		
⑥一時保護委託の場合にも必要な情報を職員間で共有し組織（チーム）としての確に対応すること	⑥-1 センターと施設との情報連携の仕組みの見直し	R3 ○一時保護委託であっても施設入所が前提の場合などは援助方針を作成し施設と情報共有を行う仕組みに変更 R4 ○施設との情報連携について、こども家庭センターと施設とで具体的な仕組みづくりについて検討
	⑥-2 センター内のチームアプローチの仕組みづくり	※こども家庭センター内の仕組みづくりについては⑫-1 の取組の中で整理
	⑥-3 施設内の情報共有	R3 ○7月の会議等で各施設において仕組みの構築を要請
⑦児童相談所と施設は生活レベルでの心理ケアをするため連携や役割分担等について協議すること	⑦心理的ケアの連携方法の仕組みづくり	R3 ○施設訪問時のヒアリング等によりこども家庭センターと各施設とで課題の洗い出し R4 ○心理的ケアの連携の仕組みの検討
⑧施設での権利擁護の環境づくりに取り組むこと	⑧施設での権利擁護に向けた取組支援	R3 ○7月の会議等で対応を要請するとともに、広島県児童養護施設協議会こども支援部会で随時協議 ○①③の取組を通して、施設職員の子供の権利擁護に係る理解促進や意識改革等を支援
(4) 支援につながりにくい家庭への対応		
⑨市町は安心して相談や申請ができるよう配慮すること	⑨⑩市町の機能強化支援	R3 ○5月の市町会議で検証報告を説明し、要保護児童対策地域協議会に生活困窮部門や女性相談部門等の参加を要請 ○要対協アドバイザーの派遣や子ども家庭総合支援拠点の設置促進等により市町の機能強化を継続支援
⑩市町は支援を受ける者のニーズを慎重に把握した上で柔軟に対応すること		

提言	取組方針	主な取組内容
⑪こども家庭センター女性相談部門では弁護士と協働できる体制を整えること	⑪女性相談部門での法的支援の充実	R3 ○法テラスやサポート弁護士の活用により、法的相談希望者を相談につなぐ仕組みを構築
(5) 子どもを支援するための体制		
⑫児童相談所は機能強化を検討すること	⑫-1 外部専門人材を活用したこども家庭センターの機能強化	R3 ○こども家庭センターの業務改善とモチベーション向上を図るため、マネジメント人材を2名（「業務改善担当」「人材育成・組織活性担当」）公募し、こども家庭センターの主体的な取組を支援しながら、改善に向けた取組を実施 ※この取組の中で体制を含むこども家庭センターの機能強化や専門性を高めるための外部コンサルの導入等についても検討
	⑫-2 こども家庭センターの業務効率化	R3 ○業務支援システムの構築 ※⑫-1の取組でさらに必要な取組があれば順次対応
(6) 児童相談所等を専門的にサポートするための体制		
⑬児童福祉審議会の体制を早急に見直し、児童相談所の方針の客観性確保とバックアップのため児童福祉審議会を積極的に活用すること	⑬子ども・子育て審議会（児童福祉審議会）への「処遇審査部会」の設置及び活用	R3 ○「子ども・子育て審議会」に「児童福祉審議会」の役割を持たせ、児童福祉に関する部会等を子ども・子育て審議会に位置づけるため、9月議会に関係条例の改正について提案 ○児童虐待に関する諮問について、専門性と機動性の向上を図るため「処遇審査部会」を設置 ○処遇審査部会は、児童虐待対応等に詳しい児童相談所経験者や施設長経験者を含む学識経験者、弁護士、教育関係者、医師等6名で構成 ○10月から運用開始予定
⑭困難ケースについて外部の専門家による支援を受ける連携体制を構築すること	⑭こども家庭センターの専門性を高めるための外部コンサルの導入	※⑫-1の取組で整理
⑮困難事例に対する他県の取組や先進事例の調査研究を進めること	⑮他県・先進事例の調査研究	※①⑫⑬等の取組を検討する中で実施

(3) スケジュール

—

(4) 予算

社会福祉審議会費	2,066千円（単県）
児童虐待防止対策事業	286,673千円（一部国庫）
こども家庭センター運営費	284,553千円（一部国庫）